

第10回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 事項書

平成30年12月17日

601 特別委員会室

1 議員報酬、政務活動費等について

2 次回の日程について

3 その他

平成 30 年 12 月 17 日

議員報酬、政務活動費等についての改正案（正副座長案）

		現行	改正後
報酬(月額)	金額	議長 102万円	91.8万円 (▲10%)
		副議長 90万円	81万円 (▲10%)
		議員 83万円	74.7万円 (▲10%)
	期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)
政務活動費(月額)	金額	33万円 〔議員分 18万円〕 〔会派分 15万円〕	23.1万円 (▲30%) 〔会派分 23.1万円〕
	期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)
	制度	議員分、会派分併用	会派分に一本化
合計削減額(年間)		—	▲1億1,169.6万円 〔報酬 ▲5,110.8万円〕 〔政務活動費▲6,058.8万円〕
改選後の課題		<p>○上記改正後の報酬及び政務活動費については、平成31年の改選後に、三重県議会基本条例に基づく第三者機関の設置を検討し、その結果を踏まえて協議を行う</p> <p>○ペーパーレス化及びWi-fi環境整備に向けた検討</p>	

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程（平成 22 年三重県議会訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

【現行規程】

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程

平成 22 年 12 月 28 日

三重県議会訓令第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の調整）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項及び職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、議長、副議長若しくは議員の住居（以下「住居」という。）から議事堂まで、又は、議事堂から住居までの経路の全部若しくは一部を含む旅行について、住居から議事堂まで、及び、議事堂から住居までの経路の全部又は一部を除いた経路の旅行が、条例第 7 条第 6 項の定める公務雑費を支給する場合に該当しない場合には、公務雑費は支給しないものとするにより、旅費の支給を調整する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年三重県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規程に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（旅費の計算方法）</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、<u>同項及び同条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（旅費の計算方法）</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、<u>同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u></p>

第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 費)

旅行者名				⑨
用務				
日程及び行き先	年 月 日 ~	年 月 日		
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
	(行き先の名称)			
支出内訳	1 旅費			円
	(運賃等1)			円)
	(運賃等2)			円)
	(運賃等3)			円)
	(運賃等4)			円)
	(運賃等5)			円)
	(自家用車使用	円/km ×	km =	円)
	(宿泊費	円/泊 ×	泊 =	円)
	(政務雑費			円)
	(加減額1			円)
	(加減額2			円)
	(加減額3			円)
	2 付随する経費			円
	(参加費、資料代等			円)
	(手土産代	円/箇所 ×	箇所 =	円)
(その他1 (内容)	円)	
(その他2 (内容)	円)	
(その他3 (内容)	円)	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条の規定にかかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三重県条例第〇〇号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号。以下この項において「旧条例」という。）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、旧条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第7項、第9項及び第11項並びに旧条例第8条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。
- 3 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき30円として計算することができる。